

近畿税理士会

発行 平成20年8月

泉大津支部だより 20年夏号

No.20

発行/近畿税理士会泉大津支部 支部長 阪 広久
事務局 泉大津市二田町1丁目 14-13 TEL/FAX 0725-21-6263
編集委員/石谷秀志・小柳孝平・竹尾公宏・小西儀孝・村上香世



草津市立水生植物公園みずの森（滋賀県）

ハスの群生

夏になると、緑の葉が湖水を覆い、淡紅色の花が次々と開き、約13haの湖面一面に花開く様はまさに壮観。花蓮としては日本でも最大のスケール。ここ烏丸半島だけで見られる光景です。



（写真）久保 慶明



- | | |
|----------------------------|---------------------------------|
| 1面 草津市立水生植物公園みずの森（滋賀県） | 4面 第19回誌上研修
「中小企業事業承継税制について」 |
| 2面 原正人副支部長の挨拶 | 6面 新会員自己紹介 |
| 3面 寄稿 「ど素人の美術鑑賞」
「十年一昔」 | 8面 会員異動・告知板・原稿募集・編集後記 |





残暑お見舞い申し上げます

副支部長 原 正人

毎日暑い日が続いておりますが、会員先生方はいかがお過ごしでしょうか。

平素は支部運営に対しまして、暖かいご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、阪支部長体制になって早くも一年余りが経過しました。この間、e-Taxの推進、税務支援事業のアウトソーシング化等、過去になかった変化が次々に起こっています。この様な税理士業界の激動の中でも、支部の先生方のご協力のおかげで、6月の支部総会も無事に終えることができました。重ねて感謝申し上げます。

今年は北海道洞爺湖サミットが開催され、地球環境問題、食料危機、原油の高騰等について幅広く議論されました。又、4年に一度のオリンピックの年でもあります。今回は隣国、中国での開催ということもあって、いつにも増して興味をそそられることでしょう。幸いなことに時差がないため、競技に熱中しすぎて一晩中テレビに見入ってしまうということはないはずです。昨年、大阪の長居競技場で世界陸上が開催されました。子供にせがまれて、夏の暑い盛りにしぶしぶ見物に行ったのですが、これが予想よりもはるかにすばらしい体験になりました。会場の設備はとてカラフルで見た目にも美しく、BGMはロック調のアップテンポ、又進行役も昔のディスコのDJの様でした。ちょっと古いですが、そんな中で選手達の肉体能力の限界での戦い。そして、その戦いが終わった後のお互いを讃え合う爽やかな笑顔と態度。こちらも汗をかきながら、何か心が洗われる様な感動がありました。今回開催される中国でのオリンピックでも、これぞスポーツの祭典だと唸らせる感動の場面を数多く見たいものです。

我々税理士の仕事は、数字や書類に囲まれ精神的なストレスが多く、またコンピューターを用いてのデスクワーク等も多いため、常々気を付けていないと運動不足になりがちです。やはりなんといっても健康第一です。適度な運動、バランスの良い食事等に注意して、気持ち良く税理士業を続けていきたいと思っております。

最後になりましたが、残暑厳しき折柄、会員先生方にはご自愛ご健勝をお祈り申し上げます。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL (06) 6941-6888
FAX (06) 6947-2800
URL: <https://ni.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアーズ保険、自動車保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニティシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品(プロボリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、墓石、霊園

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーマシン・サーバーレンタル
保養施設



ど素人の美術鑑賞

榎本 善夫

まずはフェルメール。寡作（27～36）の画家である。それゆえ全作品を見たいと思っているが、まだ道半ば、19作品しか観ていない。8月から観ていない3作も含めて7作品が東京に来る。是非行かねば。

素人が一番わかりやすい美術館は、何と言っても「オルセー美術館」（パリ）だと思う。印象派が中心で、「どこかで観かけた」「昔教科書で観た」という作品が多く、なんとなく親しみを感じる。ゴッホ、ルノワール、シスレー等、ごく当たり前のよう展示されていて、本当に間近で観ることが出来る。ゴッホの絵の具の「てんこ盛り」、ルノワールの一人ひとりの表情、シスレーの点描の細やかさ等々、観ていて飽きない（もっともオルセーに半日いるとぐったりするが～）。

今、大阪で「モディリアーニ展」が催されているが、同時代（エコール・ド・パリ）の藤田嗣治にも一時期はまった。生前は日本では認められなかった（というより排斥された）。「乳白色」がパリで認知された理由だが、それは画家としての技法より色の調合の仕方という技術のような気がする。

その他、ツアー旅行の自由時間の（あるいは待ち時間の）寸暇を惜しんでは、モスクワでゴッホの生前唯一売れた作品「夕日の麦畑」を観にいたり、ダヴィンチの「白貂を抱く女」をランチタイムを削って観にいたりしている。

要は、“追っかけ”“ミーハー”をしているに過ぎない。これが「ど素人の美術鑑賞」である。



十年一昔

永谷 博子

今年は結婚10年目だということに気がつきました。まだまだ先と思っていたのに今年の10月で10周年とは驚きです。私事です少し振り返ってみたいかと思います。

10年前の結婚当初はまだ資格がなく3科目の状態でした。夏になるにつれ毎晩食事を作らず家のことはほったらかしで専門学校の自習室にこもりきりでした。1年に1科目ずつ合格し、資格をとることができました。結婚して3年ほどはお互い友達夫婦で同僚との飲み会も相変わらずでしたし、今思えば本当に気楽にすごしてきました。その後子供がうまれました。自分のことばかりの時代は終わり子育ての先輩方に教えてもらって慣れない初めての子育てが始まりました。一人目は寝たらテレビを消し電気を消し静かに静かにすごしましたが二人目は横で大騒ぎをしていようがおかまいなしで寝てくれ助かりました。また働いていた時は慌しく過ごしてましたが時間にゆとりが出来て、のんびりお茶をしながら過ごすなど別世界も経験させてもらい快適な育児休暇でした。しかしやはり復帰してからが大変でした。毎日が時間に追われて子供が熱を出せば両方の親に交代でお願いをし、税制改正項目も追いつかず皆様に助けて頂き、月日が過ぎていきました。今では小学校1年と年少となり前ほど熱をだすことはなくなりましたが毎日目を△にして眉間にシワをよせている日々です。

そして昨年7月に開業をさせていただいてから丸1年がたちました。少し時間にもゆとりが出来て（暇？）日々過ごさせて頂いております。土地勘もなく地図を広げての研修会場探しから始まり先生方の暖かいご指導ご鞭撻でなんとか同じ季節がめぐって来ました。ありがとうございます。

これからの10年楽しみながら充実した時を過ごせればと思います。今後ともよろしく願いいたします。



政府は、事業承継の際の障害の一つである相続税負担の問題を抜本的に解決するため、非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の課税価格10%軽減から80%納税猶予に大幅拡充するとともに、対象を中小企業全般に拡大するなど、中小企業事業承継税制の抜本拡充を検討している

この中小企業事業承継税制の抜本拡充は、平成21年度の税制改正で創設される予定であるが、既に本年5月9日に、経営承継円滑化法が可決・成立しており平成20年10月1日から施行される

この経営承継円滑化法の内容としては遺留分に関する民法の特例を創設し、金融上の支援措置を講ずることとなっているが、同法附則において平成20年度中に相続税の課税について必要な措置を講ずることとなっている。

ここでは、事業承継税制の抜本拡充の具体的な内容を始め、民法上の遺留分制度の制約への対応など事業承継円滑化のための総合的支援策の基礎となる経営承継円滑化法の内容について解説していく。

1. 株式等に係る相続税負担により事業の継続・発展の支障となるケース

- ① 会社による自社株式買取り・・・納税資金を確保するために、後継者が保有する自社株式を会社に買い取らせるケースがあるが、会社の内部留保の流出により、設備投資資金や運転資金がひっ迫する事態に陥る。
- ② 土地等の事業用資産の売却・・・中小企業においては、多くの経営者が個人資産たる土地等を会社の事業の用（工場の立地する土地等）に供しており、納税資金を確保するために、後継者が相続した事業用不動産を売却した場合、会社の賃借料負担が生じることや担保力が低下することなどにより経営基盤が弱くなる
- ③ 事前の相続税対策・・・会社の業績を伸ばせば伸ばすほど、株式の価値は上がり相続税負担は増加する。このため、事業活動の推進力が減退し、結果として株価を下げるという不合理な結果を招きかねない。また、納税資金を確保するために、事業承継予定者に高額役員報酬を支出することも考えられるが、事業活動に影響を与えるだけでなく、他の株主や従業員の理解が得られない。
- ④ 経営者の個人保証・担保提供・・・中小企業においては、経営者が会社の借入に対して個人保証をおこなったり、会社に運転資金を貸し付けていることが多いのが現状である。相続財産に納税資金に見合う預貯金があったとしても、そのすべてを納税資金に充ててしまうと、将来の会社経営に支障をきたすことがあるので、ある程度の流動資産を確保しておくことが必要である。

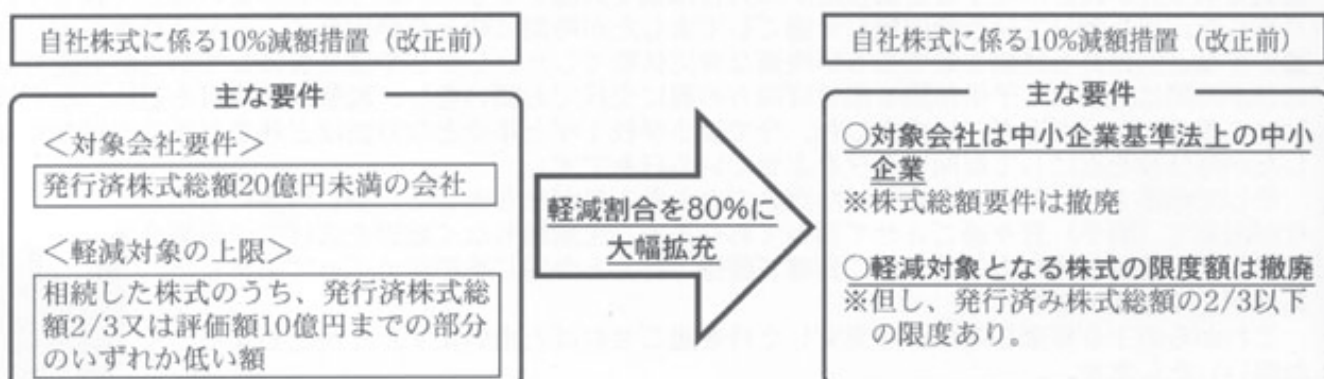
2. 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

(1) 相続した自社株式の80%相当額を納税猶予

平成21年度税制改正において創設される予定の「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」は、後継者が相続・遺贈によって取得した自社株式の80%（議決権株式に限る。）に対応する相続税の納税を、一定要件を前提に猶予する制度である。事業承継円滑化法の施行される平成20年10月1日に遡って適用される予定である。

対象となる会社は、現行制度では発行済株式総額20億円未満の会社であるが、改正後は、例えば、製造業であれば、資本金3億円以下または従業員数300人以下、小売業であれば、資本金5000万円以下または従業員数50人以下の非上場会社となる予定である。また、現行制度では、相続した株式のうち、発行済株式総数の3分の2または評価額10億円までの部分のいずれか低い額という軽減対象の課税価格の上限があるが、改正後は、発行済議決権株式の総数の3分の2以下の部分の課税価格が対象となる。

中小企業承継税制の改正ポイント



出典：『平成20年度税制改正について』（経済産業省、平成19年12月）

(2) 80%納税猶予が認められる一定の要件

80%納税猶予が認められる後継者は、同族関係者と合わせて発行済株式の過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主である者となる。また、被相続人は、同族関係者と合わせて発行済株式の過半数を保有し、かつ、その同族関係者（事業承継相続人を除く）の中で筆頭株主であった者となる。

また、相続人には相続税の法定申告期限から5年間は継続して、代表者であること、雇用の8割以上を維持すること、納税猶予の対象となった株式を継続して保有することなどの要件が求められる。これらのいずれかの要件を満たされなくなった場合は、猶予税額の全部または一部を利子税を併せて納付しなければならない。納税猶予の対象となった株式を後継者が死亡時まで保有し続けた場合など一定の場合に、猶予税額の納付が免除される。

3. 相続税の課税方式の見直し

相続した自社株式の80%納税猶予制度の創設とともに、相続税の課税方式を、現行の法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に改めることが検討されている。

遺産取得課税方式は、個々の相続人が実際に相続した遺産に直接課税するので、遺産分割の方法によっては、相続税総額が大幅に変わることがある。

遺産取得課税方式の導入を検討するのは、現行の課税方式のままで自社株式に係る相続税の納税猶予制度を適用すると、小規模宅地の特例と同様に、事業承継相続人以外の相続人の相続税も軽減されてしまうことになるからである。

遺産取得課税方式が導入されると、事業承継に関係のない一般の相続にも大きな影響が出てくる。このため、実際の検討にあたっては、基礎控除の方式や額、相続税率なども見直される可能性が高く、事業承継税制の抜本改革が相続税の大幅見直しにつながりそうな状況にあり、その動向が注目される場所である。

4. 経営承継円滑化法

(1) 遺留分に関する民法の特例

民法の特例の内容は、遺留分に関するもので、一定の要件を満たす中小企業者の後継者が、先代経営者の遺留分権利者全員と合意を得て、所要の手続き（経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可）を経ることを前提に、以下の遺留分に関する民法の特例の適用を受けることができるというものである。

① 後継者が先代経営者からの生前贈与等により取得した自社株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しない特例

② 後継者が先代経営者からの生前贈与等により取得した自社株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額をその合意のときにおける価額とする特例

なお、この民法の特例に関する規定は、経営承継円滑化法の公布の日（5月16日）から1年以内に施行される予定である。

この特例の創設によって、生前贈与された自社株式が遺留分の減殺請求の対象外となるため、相続に伴う自社株式の分散を未然に防止でき、生前贈与後に後継者の貢献によって自社株式の価値が上昇したときでも、その上昇分が遺留分の減殺請求の対象外となるため、相続開始時点の上昇後の評価で計算されることもなく、後継者の経営意欲が阻害されないことなどが期待できる。

この特例は、一定の要件を満たす後継者が、遺留分権利者全員と合意し、その合意が事業承継の円滑化を図るために行われたことなどについて経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可を受けたときに適用を受けることができる。また、従来の遺留分放棄は、当事者全員が個別に申立てを行うことが必要であるが、後継者が単独で申立てができることになった。

(2) 金融支援措置

代表者の死亡に起因する経営の承継に伴い、事業活動の継続に何らかの支障が生じていると認められる中小企業者（個人事業主を含む。）が、経済産業大臣の認定を受けた場合において、以下の支援措置を受けることができるというものである。

① 中小企業者の資金の借入に関しては、中小企業信用保険法に規定する普通保険等を別枠化する特例

② 中小企業者の代表者に対しては、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が必要な資金を貸し付けることができる特例

この金融支援によって、親族外承継や個人事業主の事業承継を含め、株式・事業用資産の取得資金、信用力低下時の運転資金、相続税負担など、幅広い資金ニーズに対応できるものと期待される。

5. 最後に

中小企業事業承継対策税制の拡充により、生前贈与株式の評価額が固定されるため、相続時精算課税と連動させた生前贈与が活発に行われることが予想される。さらに、事業承継の円滑化を実現するのみならず、事業継続要件の設定により、地域の雇用確保、さらには経済活力の維持に向けた特効薬になるであろう。また、ここ数年、後継者の育成や中小企業のM&Aを支援する動きが活発化しているが、税制面を含む一連の総合的な支援策によって、事業の承継・継続が円滑に進み、真の意味での地域の雇用確保や経済活力の維持につながることが期待される場所である。

<参考文献>

平川パートナーズ編著、平川忠雄監修、中島考一著 『新事業承継法制&税制のベクトル』（税務経理協会）
牧口晴一・齋藤孝一共著 『中小企業の事業承継経営承継円滑化法対応版』（清文社）

新 会 員 自 己 紹 介

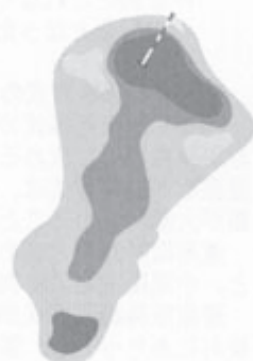


田中 寛 昭和23年3月7日生 (登録番号：106256)

(趣味・特技)
へたなゴルフ 旅行かな？

(支部へのメッセージ)
税務署勤務中、泉大津支部の先生方にはお世話になり、
開業するなら泉大津でと思っていました。
よろしくお願いします。

(その他)
とりあえず、前を向いて行きます。
仕事がけっこうおもしろいです。



石田 稔 昭和49年11月26日生 (登録番号：110128)

(趣味・特技)
阪神ファンです。

(支部へのメッセージ)
まだまだ若輩者ですので御指導の程宜しく御願います。

(今後の抱負)
企業再生、自計化、コンサルティング業務等の分野で活躍
したいと思っております。

(その他)
気さくな性格ですので、気楽に声をかけて頂ければと思います。 宜しく御願
います。



田島 誠司 昭和32年8月22日生 (登録番号：110150)

(趣味・特技)
趣味はゴルフを始めたいと思っています。

(支部へのメッセージ)
阪会計事務所にお世話になり14年になります。少しでも支部と事務所の発展にお
役に立てるようにがんばりたいと思います。
支部の先生は温かく気さくで、教えて頂くことばかりで感謝しております。

(今後の抱負)
税理士になって、改めて税理士の責任の重さや大変さがわかり始めまし
た。日々研鑽あるのみです。





朱山 かず洋 昭和21年12月10日生 (登録番号：106162)

(趣味・特技)

ゴルフ
居酒屋で一杯 (カラオケ大嫌い)



(支部へのメッセージ)

海南支部より自宅へ (平成18年7月海南署退職)

(今後の抱負)

どうぞ、よろしくお願いします。



浅井 秀雄 昭和22年12月7日生 (登録番号：110656)

(趣味・特技)

なかなか100を切れないゴルフが趣味で、退職後は健康管理を兼ねて早朝の打ち放しに行く様になっています。



(支部へのメッセージ)

税務署では個人課税の経験が長かったので、確申期には地区相談等のできるだけお役に立てればと思いますので宜しくお願いします。

(その他)

この3月税務署を定年退職しましたが、過去の経験を生かして適正な申告と納税者の一助になり信頼にこたえられる様、頑張りたいと思います。 家族は妻と子供2人の4人で旧忠岡病院の前の家の自宅で開業しています。



大西 博己 昭和45年6月18日生 (登録番号：110653)

(趣味・特技)

ゴルフには興味があるのですがなかなか上達しない状態です。

(支部へのメッセージ)

皆様、はじめまして、平成20年5月に登録の方させて頂きました大西博己と申します。まだまだ未熟者ではございますが、少しでも貢献させて頂ければと思っています。宜しくお願い致します。

(今後の抱負)

支部全体で、特に個人・中小企業の発展に少しでも貢献させて頂ければと思います。



(その他)

皆さんは健康面に関してどのように自己管理されていますか？



＜会員の異動＞

平成20年 6月30日現在 会員数 107名
(内税理士法人2)

入 会

平成20年 1月31日 田中 實 先生 (堺支部より)
事務所: 〒595-0024 泉大津市池浦町5-1-25B1
TEL 0725-33-0130 FAX 0725-33-0131

平成20年 2月21日 石田 稔 先生 (開業)
事務所: 〒594-0081 和泉市葛の葉町1042-7
TEL 0725-39-6993

平成20年 2月21日 田島 誠司 先生 (補助税理士)
事務所: 〒595-0021 泉大津市東豊中町1-6-25
阪広久会計事務所内
TEL 0725-46-0123 FAX 0725-46-0250

平成20年 4月 3日 朱山 かず洋 先生 (海南支部より)
事務所: 〒594-0071 和泉市府中町4-6-48
TEL 0725-46-5607 FAX 0725-46-5607

平成20年 5月22日 浅井 秀雄 先生 (開業)
事務所: 〒595-0811 泉北郡忠岡町忠岡北1-1-37
TEL 0725-23-0074 FAX 0725-23-0074

平成20年 5月22日 大西 博己 先生 (開業)
事務所: 〒592-0003 高石市東羽衣3-14-16
TEL 072-264-4156 FAX 072-264-4156

転 出

平成20年 6月 2日 田中 常彦 先生 (岸和田支部へ)

退 会

平成20年 2月22日 佐藤 修吾 先生 (御逝去)
(ご冥福をお祈りいたします。)

平成20年 5月10日 正木 弘 先生 (御逝去)
(ご冥福をお祈りいたします。)

平成20年 6月12日 中尾 誠一 先生 (業務廃止)

原稿・写真募集!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

ホームページアドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日ごろの疑問等・テーマはご自由です。是非 支部会員のご寄稿お願い致します。
写真も、テーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送り下さい。

なお、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますのでその際はご了承下さい。



お問い合わせは、広報委員会 石谷秀志まで
TEL0725-55-3461 FAX0725-55-3464
e-mail tax-acc@zeus.eonet.ne.jp

支部行事 告知板

広報委員会より

今年度中に『泉大津支部会員名簿』を発刊する計画をしていますので、同封いたしました【会員名簿記入用紙】にご回答の方なにとぞご協力よろしくお願い致します。また、写真はこの名簿において最も重要な掲載項目ですので、お手数及び費用をおかけしますことを御理解のほどどうぞよろしくお願い致します。

多くの先生方が掲載された充実した名簿を目指し、会員相互の親交及び会務の運営に寄与したいと存じます。なお、ご回答頂戴しました個人情報に関しましては、当会員名簿作成のためのみに使用させていただくものでありますことをお約束いたします。

編集後記

残暑厳しいおり、支部会員の皆様方はいかがお過ごしでしょうか？
この支部便りが発刊されるころには8月8日から始まった北京オリンピックも閉会したころ。北京との時差は、幸いにも北京が1時間遅れということであまり寝不足の先生はいないとおもいます。水泳競技で英スピード社が開発した高速水着でオリンピック代表者選考の段階で新記録続出というニュースが飛び込んできております。日々技術が進歩し我々の生活はさらに便利になってきております。

税理士業務においてもe-Taxにより一瞬に申告書を提出できる時代になっております。この支部便りもペーパーによる発刊に替えホームページへの掲載に加えPDFファイルでの送信等ですませることも可能です。

しかし 便利な時代となっても 支部便りは主に会員の皆様方からの原稿を寄せて頂いてこそ発刊できており会員先生の寄稿をお待ちしております。諸先生方には原稿を頂き感謝しております。また久保先生毎回巻頭写真ありがとうございます。涼しくなるまで後1ヶ月程度 会員先生へ残暑お見舞い申し上げます。

竹尾 公宏